

地域手当見直しへの当面の対応について

1. 今回の見直しにより発生した課題

- (1) 新たな賃金データによる見直し
 - ・賃金指数の低下により支給割合の引き下げ及び非支給地への移行が発生
- (2) 支給地区分見直し
 - ・支給地区分が大きくくり化（減少した）ことによる支給割合の引き下げが発生（旧3、5、6級地）
- (3) 大きくくり化
 - ・「県庁所在地及び人口20万人以上」ではない自治体は、激変緩和措置はあるものの支給地の指定は受けられず、県単位化された支給割合への引き下げが発生
 - ・パーソントリップの廃止による支給割合の引き下げ及び非支給地への移行が発生
 - ・従前の非支給地が大きくくり化により新たに支給地となる場合、これまで無かった県境を挟んでの自治体間格差が発生
- (4) 見直し期間の短縮
 - ・激変緩和措置により、賃金指数にもとづく支給地の当否、および区分が不明（本来は非支給地、あるいはより低い支給地の可能性がある）
 - 見直し期間が短縮された場合、10年より短期間で変更が生じる

2. 確定闘争に向けた前提事項

- ・大前提として、特別交付税の削減措置の廃止を踏まえ、引き下げを行わないこと
- ・引き下げ提案には、拙速な合意は行わず、越年・越年度も視野に粘り強い取り組みを行うこと
- ・合わせて、それぞれの地域の実情に即して引上げを行うこと

3. 直近の対応方針

2024 確定闘争において、地域の実情に即した地域手当を勝ち取るべく、自治体首長や地方議会に対して、大きくくり化等による問題喚起と自治体ごとの判断が可能となるよう、以下のとおり取り組む。

(1) 県本部段階

①知事・県市長会・県町村会への要請

見直しによる課題が新たに生じたことへの意識喚起と、自治体ごとの判断を尊重するよう要請を行う。

②組織内・協力議員対策

議会対策に向けた学習会等を開催し、課題共有と取り組みを要請する。

③県本部独自の対応方針の作成

本部方針を基本に、各県の実情に即した対応方針（一律のみではなくブロック単位等）を作成。また、対策会議を開催し、県本部・単組の意思統一を行う。

④単組支援

引き下げへの対応は、最後は単組交渉に委ねることとなるため、全ての取り組みに対する伴走支援を行う。全単組で引き上げを目指す県本部は、統一闘争として単組交渉を支援。

(2) 単組段階

①首長への要請

確定闘争の要求を待たずとも、見直しによる問題提起と実情に即した対応を行うよう要請

②組織内・協力議員対策

議会対策（議会質問や当局・他会派への働きかけ）に向けて協議を行う

③組合員の結集

評議会単位や職場別学習会等をより細やかに開催し、確定闘争に向けた学習と意思統一を行う

4. 情報共有について

情報共有のため、ガルーン内に新たにスペースを立ち上げ、本部・各県本部間の情報提供と共有を行います。取り組みを行った報告や方針の共有等も含め、タイムリーな情報提供をお願いします。

また、課題が共通する県本部間においては、相互連携による対応強化もお願いします。

5. その他

給与法改正の動向が不透明であるため、闘争が長期化することも想定されます。情報共有を行いつつ、状況に応じて臨時労担会議や対策会議を開催し、対応の強化を図ります。